

## ご参考資料

2019年1月4日

## 2019年1月4日の弊社ファンドの基準価額下落について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年1月4日、一部の弊社ファンドの基準価額が前営業日比で5%超下落しました。以下に該当ファンドの一覧および基準価額の主な下落要因となった市場環境についてお知らせいたします。

## 1. 基準価額が前営業日比で5%超下落した公募投資信託(2019年1月4日現在)

ファンド名	基準価額	前営業日比	前営業日比騰落率
netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド Bコース(為替ヘッジなし)	12,030円	▲766円	▲6.0%

騰落率とは、ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定して算出した場合の騰落率です。

## 2. 主な基準価額の下落要因となった市場環境について

主なマーケット指標	1月3日	1月2日	12月31日	12月28日
S&P500種株価指数 (前営業日比 騰落率)	2,447.89 (▲2.5%)	2,510.03 (0.1%)	2,506.85 (0.8%)	2,485.74 (▲0.1%)
S&P北米テクノロジー指数 (前営業日比 騰落率)	675.10 (▲4.2%)	704.74 (0.5%)	701.23 (0.8%)	695.96 (▲0.1%)

主なマーケット指標	1月4日	12月28日
米ドル/円(対顧客電信売相場の中値) (前営業日比 騰落率)	107.66 (▲3.0%)	111.00

出所:ブルームバーグ、三菱UFJリサーチ&コンサルティング

## [コメント]

米国株式市場の代表的な指数であるS&P500種株価指数は、2018年12月28日から2019年1月2日までは比較的小幅な値動きとなったものの、1月3日に前営業日比-2.5%となりました。北米テクノロジー企業の代表的な株価指数であるS&P北米テクノロジー指数も、2018年12月28日から2019年1月2日までは比較的小幅な値動きとなりましたが、1月3日に前営業日比-4.2%となりました(すべて米ドルベース)。

1月3日の米国株式市場は、ISM(米供給管理協会)製造業景況指数が市場予想を下回り、景気減速懸念が高まったことに加え、大手ハイテク企業が2018年10-12月期の業績予想を下方修正したことなどを受けて、テクノロジー企業を中心に大幅下落となりました。

2018年12月28日から2019年1月4日にかけての為替市場では、市場全体のリスク回避姿勢が強まるなか、安全資産を求める動きが優勢となり、米ドルに対し円高が進行しました。

本資料は、情報提供を目的としてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、特定の金融商品の推奨(有価証券の取得の勧誘)を目的とするものではありません。本資料は、弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、弊社がその正確性・完全性を保証するものではありません。本資料に記載された過去のデータは、将来の結果を示唆あるいは保証するものではありません。本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものでもありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。本資料の一部または全部を、弊社の書面による事前承諾なく(1)複写、写真複写、あるいはその他いかなる手段において複製すること、あるいは(2)再配布することを禁じます。

## ご参考資料

## ファンドのリスク

投資信託は、国内外の株式や公社債等の値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、詳しくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」を必ずご覧ください。

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	上限4.32%(税込)
信託財産留保額	上限0.3%
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して年率上限2.16%(税込) *一部のファンドについては、運用成果等に応じて成功報酬をご負担いただく場合があります。
その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料、監査費用、資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が運用する投資信託のうち、ご投資家の皆さまにご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。

投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書(交付目論見書)」をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

© 2019 Goldman Sachs. All rights reserved. 153706-OTU-892688

本資料は、情報提供を目的としてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、特定の金融商品の推奨(有価証券の取得の勧誘)を目的とするものではありません。本資料は、弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、弊社がその正確性・完全性を保証するものではありません。本資料に記載された過去のデータは、将来の結果を示唆あるいは保証するものではありません。本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものでもありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。本資料の一部または全部を、弊社の書面による事前承諾なく(1)複製、写真複製、あるいはその他いかなる手段において複製すること、あるいは(2)再配布することを禁じます。

## お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

### 手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%（但し、最低 2,700 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大 0.97200%の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会